

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2020年6月30日 |
| 【会社名】 | 株式会社タカラレーベン |
| 【英訳名】 | Takara Leben CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 最高経営責任者（CEO） 社長執行役員 島田 和一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 |
| 【電話番号】 | (03)6551-2130 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 最高財務責任者（CFO） 常務執行役員総合企画本部長 山本 昌 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 |
| 【電話番号】 | (03)6551-2130 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 最高財務責任者（CFO） 常務執行役員総合企画本部長 山本 昌 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社タカラレーベン北関東支店 (埼玉県さいたま市浦和高砂四丁目4番1号) 株式会社タカラレーベン大阪支社 (大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2020年6月29日開催の当社第48期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2020年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
当社普通株式1株につき金13円とする。

第2号議案 取締役13名選任の件
取締役として、村山義男、島田和一、清水一孝、山本昌、吉田正広、秋澤昭一、岩本大志、高荒美香、手島芳貴、信田仁、笠原克美、川田憲治及び谷口健太郎を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件
監査役として、三浦由布子を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件
補欠監査役として、木村俊治を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|--------|---------|---------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | 845,942 | 1,485 | 0 | (注)1 | 可決 (99.2%) |
| 第2号議案 | | | | (注)2 | |
| 村山 義男 | 817,949 | 29,367 | 13 | | 可決 (96.0%) |
| 島田 和一 | 825,115 | 22,201 | 13 | | 可決 (96.8%) |
| 清水 一孝 | 825,349 | 21,967 | 13 | | 可決 (96.8%) |
| 山本 昌 | 825,021 | 22,295 | 13 | | 可決 (96.8%) |
| 吉田 正広 | 825,372 | 21,944 | 13 | | 可決 (96.8%) |
| 秋澤 昭一 | 825,078 | 22,238 | 13 | | 可決 (96.8%) |
| 岩本 大志 | 826,307 | 21,009 | 13 | | 可決 (97.0%) |
| 高荒 美香 | 825,364 | 21,952 | 13 | | 可決 (96.8%) |
| 手島 芳貴 | 825,349 | 21,967 | 13 | | 可決 (96.8%) |
| 信田 仁 | 824,492 | 22,824 | 13 | | 可決 (96.7%) |
| 笠原 克美 | 794,451 | 52,865 | 13 | | 可決 (93.2%) |
| 川田 憲治 | 825,008 | 22,308 | 13 | | 可決 (96.8%) |
| 谷口 健太郎 | 831,012 | 16,304 | 13 | | 可決 (97.5%) |
| 第3号議案 | 845,202 | 2,253 | 13 | (注)2 | 可決 (99.2%) |
| 第4号議案 | 591,142 | 256,315 | 13 | (注)2 | 可決 (69.4%) |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上